

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

市立根室病院

(プロトコル実施にあたっての前提と原則)

- ・ 患者に不利益がなく、患者の了承を得ていること。
- ・ 患者に金銭的負担が発生又は増加する場合は、十分な説明と同意を得ること。
- ・ 備蓄薬等、保険薬局の都合を優先しないこと。
- ・ 各医薬品の安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限定されるものであること。
- ・ 判断に悩む場合は、保険薬局で拡大解釈をせず、必ず疑義照会をすること。

1. 問い合わせ窓口

市立根室病院**薬剤部** TEL：0153-24-3201（内線：2232）FAX：0153-24-6538

2. 処方変更・調剤後の報告

プロトコルに基づき処方変更し調剤した場合は、備考欄に変更内容を記入した処方箋を上記のFAX番号に送信してください。また、処方箋の送信だけでなく、必ずトレーシングレポートを用いて、処方変更を行った理由についての情報提供をお願いします。変更内容を電子カルテへ反映させるため、情報提供は必須となります。この報告が無い場合、次回診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守してください。なお、レポートの提出期限は原則当日中とします。（受付時間：平日8:30から16:50まで）

3. 疑義照会不要項目（ただし、麻薬、抗悪性腫瘍薬に関するものは除く）

- ① 患者希望、あるいは服薬状況等の理由により処方薬剤を一包化調剤すること（ただし、コメントに「一包化不可」とある場合は除く。）
例：一包化によりアドヒアランス不良が改善されると判断できるような場合等
- ② 患者希望、あるいは服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎すること（ただし、製剤の品質上、半割・粉碎が望ましくない薬剤は除く。）
例：嚥下に問題があり、錠剤の服用が困難な場合等
- ③ 同一Rp内において併記されている複数の軟膏剤やクリーム剤を混合すること（眼軟膏、口腔用軟膏および製剤の品質上、混合が望ましくない薬剤は除く）。ただ

し、同一処方箋内でも、Rpが異なる薬剤を混合することは不可とする。

例：ヒルドイドソフト軟膏0.3% 25g

ロコイド軟膏0.1% 25g

1日2回 体に塗布 → (混合) 1日2回 体に塗布

- ④ 薬剤服用歴により、継続処方であることが確認できる処方薬において、残薬があるため処方日数を短縮して調剤すること（外用薬の本数の減少も含む）。ただし、処方日数の延長、本数の増量、処方の削除は不可とする。

例：センノシド錠12mg 30日分 → 10日分（20日分残薬があるため）

ヒルドイドローション0.3% 50g 3本 → 2本（1本残薬があるため）

- * 処方箋における「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合、処方医に疑義照会した上で変更してください。

4. その他

- * トレーシングレポート等の情報は、市立根室病院ホームページ (<http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/cgi-bin/hsp/index.php>) をご覧ください。
- * 合意書の「4 合意書に対する責任と遵守義務」にあるように、疑義照会簡素化プロトコルに基づいて調剤された内容の全責任は、保険薬局にあることをご留意ください。

5. 運用開始日

平成30年12月3日（第1版）

平成31年 3月1日（第2版）

平成31年 4月1日（第3版）